

大区画化等加速支援事業 Q&A（未定稿）

（令和８年６月１９日時点）

令和８年度事業説明会で提出された
質問票の集計による

－注 意－

本資料については、今後の状況の変化等により記載内容が変更となる場合があります、ご了承願います。

目 次

1. 事業実施区域
2. 事業実施主体
3. 採択要件
4. 事業計画等
5. 事業の申請・実施・達成報告書
6. 助成
7. 大区画化推等推進協議会
8. その他

1 事業実施区域

【Q1-1】

「事業に必要な諸条件についての調査・計画、設計、測量、機能保全計画策定等」は、ハード事業とソフト事業のセットで実施する必要があるか。

【A】

農用地の区画拡大(ハード事業)が行われることが確実と見込まれること。ハード事業と一体で実施する必要がある。

【Q1-2】

農業者の耕作地が複数市町村にまたがる場合、町外の農地も含めて整備要望・事業実施は可能か。また、町内農家が出作している他町の農地も申請対象となるか。

【A】

町内複数の地区でも可能。地区設定は同一な水系・耕作者・集落など確認が必要と考える。

【Q1-3】

畑地化した水田や畑地は対象となるか。

【A】

畑も対象としている。

2 事業実施主体

【Q2-1】

市町村、JA、土地改良区等が情報提供や資料作成支援を行う場合、農業者を事業実施主体として申請することは可能か。

【A】

可能。

【Q2-2】

同一市町村内で、個人、法人、土地改良区等、異なる事業実施主体がそれぞれ申請・実施することは可能か。

【A】

可能だが、合理的な地区設定が必要となる。

【Q2-3】

法人や個人単位で事業を行う場合、直接、協議会とのやり取りで良いのか。市町村は関係してこないのか。

【A】

法人や個人農家が事業実施主体となり、協議会へ申請、事業実施が可能であるが、対象農地に係る地番・地籍・地目情報など、市町村他、関係部署に対する照会を想定している。なお、本交付金要綱により、市町村は協議会への参画が必須。

【Q2-4】 調査表の取りまとめや関係者への声掛け・調整役は、市町村、土地改良区、JA等のうち、どの団体が担うことを想定しているか。

【A】 地域の実状に合わせて調整していただきたい。

【Q2-5】 本事業の事業実施主体は、耕作者ではなく土地所有者でも可能か。

【A】 事業実施主体は、3条資格者とする。

【Q2-6】 農家個人が申請する場合、申請書類作成にあたり、大区画化等推進協議会から助言・支援を受けることは可能か。

【A】 可能。

【Q2-7】 工事発注は事業実施主体の発注方式で行うことになるか。

【A】 事業実施主体の発注方式でよい。

【Q2-8】 農業者が事業実施主体となる場合、事業調整は誰が担うのか。

【A】 この場合、事業調整は協議会が担う。関係団体には書類作成の助言など補助をお願いする。

【Q2-9】 会計検査院検査時の対応は、北海道大区画化等推進協議会、関係市町村、土地改良区、JA等のいずれとなるのか。

【A】 事業実施主体が説明者となるが、協議会はその支援・協力を行うことになる。

【Q2-10】 事業実施主体は、どのような手続きが必要となるか。

【A】 申請書類等の作成や提出書類の事前確認、施工の管理（現場施工状況の確認、写真管理、費用明細書の整理等）は、事業実施主体においての対応を想定。

3 採択要件

【Q3-1】 畦畔除去により水張面積が増加することは許容されるのか。また、大区画化加算や暗渠排水の補助対象面積は、水張面積ベースか、畦畔込みの区画面積ベースで算定するのか。

【A】 本事業は畦畔除去による区画拡大により効率的な営農作業を促進する趣旨であることから、水張面積（作付面積）増大が開田抑制通知による「開田計画」には当たらないこととなる。※別紙1「定額面積の考え方について」参照

【Q3-2】 土地改良区の賦課対象地で畦畔除去による区画拡大を行う場合、実施後の水張面積確認等について、土地改良区とどのように調整することを想定しているか。

【A】 協議会では面積に関する調整を想定していない。事前に関係部署と十分に確認・調整を行った上で、申請内容を検討する。

【Q3-3】 実施要件である区画拡大について、最低限の拡大率や拡大面積の基準はないのか。

【A】 面積要件はない。

【Q3-4】 春施工は可能か。

【A】 春施工も可能であるが前年度からの申請など一定の要件が必要。

【Q3-5】 一人の農業者が、区画拡大を行う農地とは別の農地の暗渠排水整備を希望する場合でも、事業対象となるか。

【A】 対象となる。

【Q3-6】 土地改良区が事業実施主体として用水路の更新整備を行う場合、施設用地が設定されていない箇所でも事業対象となるか。

【A】 区画拡大に伴う個人水路を整備対象と想定している。

【Q3-7】 客土について、定額助成一覧では「層厚10cm以上」とされているが、施工可能な上限厚はあるか。

【A】 上限限度厚はないが耕土深15cm以下の農用地を対象とし、層厚10cm以上の客土により、耕土深25cm程度を目標とする。

【Q3-8】

除礫について、ストーンローダー以外に、ストーンクラッシャーやストーンピッカーを用いた施工も対象となるか。

【A】 対象となる。

【Q3-9】

1地区当たりの想定事業量（ha）はどの程度を想定しているか。また、要望量が多い場合は、道営事業での対応となるか。

【A】 具体的な事業量は定めていない。需要量調査の内容によるが、道営事業は想定していない。2～3ヵ年で施工が完了する事業量であること（外注・自力含む）。

【Q3-10】

要件にある「地域計画」とは、市町村が策定している地域計画（旧人・農地プラン）のことを指すのか。

【A】 そのとおり。

【Q3-11】

実施要件に「農地」とあるが、宅地等が含まれる場合は対象となるか。

【A】 農振農用地内にある農地を基本。農地以外の現況地目が宅地などは対象外。

【Q3-12】

借地でも本事業への申請は可能とのことだが、地権者同意はどの段階で、どの程度必要となるか。書面による同意は必要か。

【A】 申請前に地権者の承諾は必要。書面の取り交しが良いと考えるが、必要に応じて対応。

4 事業計画等

【Q4-1】

本事業は前歴事業の実施後8年の制限対象事業に該当するか。また、本事業実施後8年以内は、道営・国営土地改良事業を実施できないのか。

【A】 補助金適正化法に準ずる。

【Q4-2】

国営・道営の区画整理事業実施地区と、本事業の対象地区は重複可能か。

【A】 不可。

【Q4-3】

申請時の注意事項にある「国営・道営事業の計画」や「過去8年以内の事業実施」の有無について、申請者はどのような方法で確認を行うのか。

【A】

開発局、振興局または関係団体へ問い合わせを願う。なお申請時には協議会としても確認を行う。

【Q4-4】

本事業を実施した数年後に、同一農地で国営・道営事業を実施することは可能か。

【A】

農地区画形状を踏襲した形で後発のほ場整備事業を計画する場合は実施可能。

※先行整備した暗渠排水について、処分制限期間（暗渠排水管は10年）内に、後発事業で再整備・撤去等を行う場合は、補助金返還が生じることになる。

【Q4-5】

需要量調査を踏まえ予算要求を行う中で、要望額が予算を上回った場合、どのように調整を行うのか。また、未実施分は次年度へ優先的に繰り越されるのか。あわせて、その調整主体は誰となるのか。

【A】

需要量調査後、協議会が事業実施主体を含めて調整する。

【Q4-6】

令和9年度施工分および令和10年度施工分について、具体的な年間スケジュールはどのようなになるか。

【A】

令和9年度施工分

調査期間：令和8年5月～7月、回答期限：令和8年7月31日

令和10年度施工分（予定）

調査期間：令和8年12月～令和9年2月、回答期限：令和9年2月末

調査期間は調査用紙のとりまとめ期間。回答期限後に採択予定地区を選定。

【Q4-7】

本事業は繰越対応が可能な事業か。

【A】

繰越事業は想定していない。

【Q4-8】

大区画化を進めるにあたり、交換分合や換地を併せて行う必要が生じる場合があるが、本事業で対応可能か。

【A】

本事業は畦畔除去等による簡易な区画拡大を定額助成することから、換地を伴う区画整理は想定していない。

【Q4-9】 大区画化や排水処理に伴い土地改良区との調整が必要な場合、要望取りまとめ段階で土地改良区が内容確認を行い、必要に応じて農家と調整する進め方でよいか。

【A】 良い。

5 事業の申請・実施・達成報告書

【Q5-1】 実績報告で必須とされている提出書類について、具体的な様式や記載例を示してほしい。

【A】 協議会より様式・事例を示す予定。

【Q5-2】 施工業者の選定にあたり、複数業者による見積合わせは必要か。

【A】 1 者見積でも可能。見積書・領収書（詳細な数量が確認できるもの）が必須。
（一式表示にあっても、詳細数量が確認できること）
なお、見積者数は各団体の取扱いに準じる。

【Q5-3】 委託施工の場合、施工業者の選定にあたり何か制約はあるか。

【A】 協議会として、制約は設けていない。

【Q5-4】 実績報告で提出が必要な「請書・契約書」に関連し、外注はどの範囲まで認められるのか。

【A】 全て外注でもよい。※外注全額が補助対象（定額助成額が限度）

【Q5-5】 施工業者からの見積徴収について、事業実施主体が市町村等の場合でも受益者による見積書徴収で良いか。

【A】 良い。

【Q5-6】 外注施工を行う場合、工事金額の妥当性の確認は必要となるか。また、設計書等の作成は必要か。

【A】 設計書の作成は必要ないが、工事内容に関する見積書（詳細な数量等）の確認は必要。

【Q5-7】 農業者個人・農業法人が自ら施工する場合、請書や契約書は個人名義・法人名義で問題ないか。

【A】 問題ない。自力施工については、個人名義の領収書や作業日報を必要とする。

6 助成

【Q6-1】 実施要件では拡大後面積の基準はない一方、事業目標に「1ha以上の大区画化」とあるが、本事業では水田の1ha以上の大区画化が必要という理解でよいのか。

【A】 区画拡大の面積(1ha以上)および地目(畑)による要件は無い。1ha以上の大区画化が制度立上げ目標であるため「個々に1ha以上の大区画化が要件になっているわけではない」ことから、地域の予定する仕上がり面積で事業は可能。

【Q6-2】 定額助成について、事業費が助成額以内であれば、農家負担が実質ゼロになるか。

【A】 定額上限額と実績資料に算出される所要額を比較し、安価な方の額を交付。それにより、農家負担がゼロの場合もある。

【Q6-3】 既に3ha程度の大区画ほ場となっている農地で、暗渠排水のみを実施する場合でも、通常どおり助成対象となるのか。

【A】 暗渠排水のみの実施は、対象外。地区内の区画拡大を行う農地（暗渠排水を予定している農地以外でも可）と共に、一部暗渠排水する場合、通常の助成は可能。

【Q6-4】 集約化や1ha以上の大区画化による補助上限の引上げは、地区全体での要件達成とするのか、それとも農業者単位・ほ場単位での判断とするのか。

【A】 地区全体ではなく、整備後想定するほ場単位で判断する。

【Q6-5】 暗渠排水に使用する疎水材等の資材費も補助対象となるか。

【A】 疎水材費も定額単価に含まれているため、補助対象となる。

【Q6-6】 市町村を事業実施主体とした場合、農業者が施工を行い、市町村が書類確認の上で農業者へ定額交付する、いわゆる間接補助方式を想定しているのか。

【A】 そのとおり。

【Q6-7】 一定区域で申請を取りまとめる場合、個人施工と外部委託が混在するケースにおける事務処理の考え方いかん。

【A】 各ほ場ごとに、工種や内容別に定額単価を確定させる。

【Q6-8】 申請時には、事業費把握のため見積書の提出を必要とするのか、それとも上限単価方式で整理するのか。また、資材費・施工費の上昇により、前年単価ベースでの対応が難しい場合、予算面での調整はどのように考えているか。

【A】 申請段階の事業費は、近傍実績、定額単価からの算定等を想定している。実施段階では、見積もり徴収した工事費と定額単価により算定した金額を比較し安価な方を交付する。

【Q6-9】 農業者が所有するバックホウ等を用いて自力施工する場合、作業費の算出方法や証明方法はどのように整理するのか。また、作業時間に応じた人件費を事業費に計上できるのか。

【A】 人件費を計上する場合は、作業に要した時間と人数を日報で管理する。機械経費を計上する場合は、自力施工に活用した時間を管理する。なお、機械リースによる経費は領収書により計上して良いが、機械の購入費用は含まれない。

【Q6-10】 自力施工する場合、時間単価は何を基準に考えるべきか。

【A】 公共工事設計労務単価の標準単価を乗じて人件費を算出することを想定。

【Q6-11】 農業者個人が建設業者へ外注して区画拡大等を実施する場合、建設業者が行う現地測量や概略設計に要する費用は、ハード事業の対象とできるか。

【A】 区画拡大等に係る調査・設計費用は、助成単価に含まれている。
ただし、暗渠排水について、外注（有償）により実施設計を行う場合は、受益面積10a当たり2万円を加算する。

【Q6-12】 要望量調査を市町村経由で実施する場合、調査に要する人件費相当分や郵送料等の事務費は交付対象となるのか。

【A】 要望量調査の費用については想定していない。

【Q6-13】 水路改修等に伴い発生する用地買収、用地処理、電柱移設等の費用は、本事業の対象経費となるか。

【A】 本事業の定額単価は、簡易な農地整備に係る工事費用及び調査費用を想定しており、用地補償費等は含んでいない。

【Q6-14】 夏期施工に伴う負担増に対し、夏期工事助成（促進費）のような補助制度はあるか。

【A】 促進費（休耕補償等）の設定はない。

7 大区画化推等推進協議会

【Q7-1】 協議会構成員である①北海道土地改良事業団体連合会、②北海道（本庁・振興局）、③北海道農業法人協会、④北海道農業公社、⑤市町村について、それぞれの具体的な役割や事務手続き上の位置付けはどのようになるか。

【A】 ①北海道土地改良事業団体連合会、②北海道

- ・ 地区審査及び採択に関すること
- ・ 事業実施主体への事務や業実施主体に対する技術的支援及び指導
- ・ 国への申請及び実績報告

③北海道農業法人協会

- ・ 事業 P R や広報活動等

④北海道農業公社

- ・ 協議会の監査・監事

⑤市町村

- ・ 地域計画との整合確認及び更新対応、事業進捗確認 など

【Q7-2】 説明会では農林水産省パンフレットを用いた説明がなく、ハードメニューの詳細説明も不足していたが、地元関係者向けの詳細な事業説明について、協議会ではどのように対応する考えか。

【A】 協議会で作成した事業説明資料と農水省による本事業の概要（令和 8 年度版）をホームページで周知するとともに、具体的な要望に基づき現地説明会を開催する。

【Q7-3】

需要量調査アンケートだけでは事業内容が分かりづらく、農家の理解不足により回収率低下が懸念されるが、パンフレット配布等により、事業内容や助成額・負担内容を併せて周知する考えはあるか。

【A】 アンケートは、農用地の区画拡大の希望の有無(需要量)の把握を目的としている。事業PR用のパンフレットとセットで行う予定であり、配布時に補足説明をお願いしたい。要望に応じて現地説明会の開催も行う。

8 その他

【Q8-1】

調査票の回答先がJA・市町村・土地改良区となっている場合、各団体で回答を取りまとめた上で、協議会へ提出する整理でよいのか。

【A】 良い。

【Q8-2】

調査票の送付および回答書の取りまとめは、来年度以降も継続して実施する予定か。

【A】 令和10年度まで実施。（令和11年度採択分）

【Q8-3】

区画拡大に伴う畦畔除去により、中山間地域等直接支払制度の対象農地から除外される可能性がある場合、どのように調整することを想定しているか。

【A】 本事業での調整は想定していない。事前に関係部署に確認のうえ申請内容の検討が必要。

【Q8-4】

本事業により区画拡大を行った農地について、主食用米の生産調整等により、畑作物へ転作することは可能か。

【A】 可能。

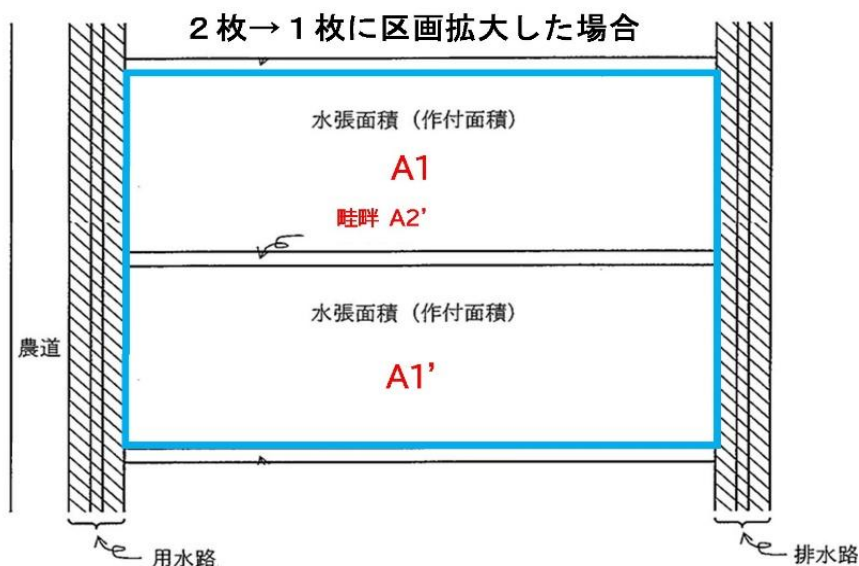
◎定額面積について

別紙1

① 区画拡大の定額面積は、施工後の面積(畦畔込み)を基準に算定。

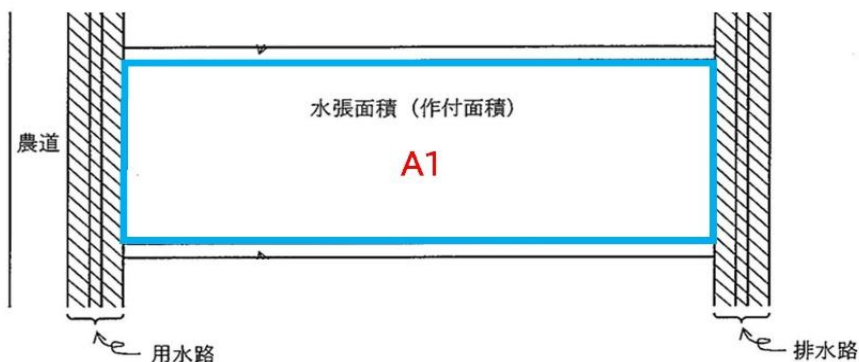
$$A = A1 + A1' + A2' \quad (\text{用排水・農道は含まない})$$

これを図示すると下図のようになる。 ※ 工事数量算出要領 令和7年3月版 参考



② 区画拡大を伴わない暗渠排水工などの定額面積は、水張面積(作付面積)

$$A = A1$$



※上記の施工区域を求積する際、関係する地番・地籍・地目を確認する。
その際、用悪水路等、農地以外の地番は対象面積としない。